

製品認証機関の認定の手順

JAB PD200:2020

第 18 版：2020 年 4 月 1 日

第 1 版：2001 年 4 月 12 日

公益財団法人日本適合性認定協会

目 次

	ページ
1. 適用範囲	3
2. 関係文書 (Related documents)	3
2.1 引用文書(Normative documents)	3
2.2 一般認定基準	3
2.3 認定の分野別指針	4
2.4 認定の規則	5
2.5 関連文書 (References)	5
3. 用語の定義	5
3.1 認定範囲	6
3.2 認定周期	6
4. 一般	6
4.2 認定の申請	6
6. 審査の実施における共通事項	6
6.3 認定審査プログラム	6
6.6 認証活動への立会の実施方法	6
7. 初回審査	7
9. 認定の維持	7
9.2 サーベイランス審査	7
10. 認定の拡大	8
10.2 拡大審査	8
16. 認定の一時停止及び取消し	8
付表 1 製品認証スキームのタイプ	9
付表 2 認定サブスキーム及び認定分野	11
付表 3 実地審査立会数	13
附属書 A- 国外認定の手順	14
附属書 B- 実地審査立会にかかわる要請	17
附属書 C- セキュア制御製品及び開発ライフサイクル・プロセスの認定審査プロセス ..	18
附属書 D- GAP 及び GAP 運用農場の農産物に係わる認定審査プロセス	19
附属書 E- 電気工作物の溶接認定サブスキームの各認定分野における実地審査立会	20

製品認証機関の認定の手順

1. 適用範囲

この文書は、公益財団法人日本適合性認定協会が JAB200 に従って行う製品認証機関（以下、機関という。）の認定活動に適用する。4. 以降の箇条番号は、JAB200 の箇条番号と合わせており、箇条番号は必ずしも連続していないことに注意が必要である。

2. 関係文書 (Related documents)

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)は適用しない。製品認証スキームが許容し、必要性がある場合、旧版を適用することがある。また、西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。

国際規格については、当該規格を基に技術的内容及び構成を変更することなく作成された日本産業規格（以下、JIS という。）が発行された時点で、同 JIS に読み替える。なお、本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト（www.jab.or.jp）で閲覧及びダウンロード可能である。

2.1 引用文書(Normative documents)

次に掲げる文書は、この手順に引用されることによって、この手順の規定の一部を構成する。

JIS Q 9000:2015 (ISO 9000:2015) 品質マネジメントシステム－基本及び用語（以下、JIS Q 9000 という。）

JIS Q 17000:2005 (ISO/IEC 17000:2004) 適合性評価－用語及び一般原則（以下、JIS Q 17000 という。）

JIS Q 17011:2018 (ISO/IEC 17011:2017) 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項（以下、JIS Q 17011 という。）

JAB 200 認定マニュアル

JAB N420 認定証管理規則

JAB SG200 認定に関する異議申立て及び苦情対応規定

2.2 一般認定基準

次に掲げる文書は、製品認証に対する認定の一般基準及び指針として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

JIS Q 17065:2012 (ISO/IEC 17065:2012) 適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項（以下、JIS Q 17065 という。）

JIS Q 17067:2014 (ISO/IEC 17067:2013) 適合性評価－製品認証の基礎及び製品認証

スキームのための指針（以下、JIS Q 17067 という。）

JIS Q 17025:2018(ISO/IEC 17025:2017) 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下、JIS Q 17025 という。）

JIS Q 17020:2012 (ISO/IEC 17020:2012) 適合性評価－検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項(以下、JIS Q 17020 という。)

2.3 認定の分野別指針

次に掲げる文書は、認定の分野別指針として該当機関の認定審査及び関連する認定活動に適用する。なお、これらの文書は、製品認証スキームの要求事項を引用し、認定サブスキームの枠組みを形づくる。

JAB PD351 「認定の基準」についての分野別指針

－消防設備：自家発電装置－

JAB PD352 「認定の基準」についての分野別指針

－抗菌防臭加工繊維製品－

JAB PD354 「認定の基準」についての分野別指針

－電気工作物の溶接：溶接管理プロセス－

JAB PD355 「認定の基準」についての分野別指針

－電気工作物の溶接：溶接施工法－

JAB PD356 「認定の基準」についての分野別指針

－電気工作物の溶接：溶接士の承認－

JAB PD357 「認定の基準」についての分野別指針

－電気工作物の溶接：溶接部－

JAB PD358 「認定の基準」についての分野別指針

－マーケットリサーチに関わるサービス－

JAB PD362 「認定の基準」についての分野別指針

－風力発電システム：小形風車の型式、小形風車を除く風車の型式、部品及びプロトタイプ－

JAB PD363 「認定の基準」についての分野別指針

－セキュア制御製品及び開発ライフサイクル・プロセス－

JAB PD364 「認定の基準」についての分野別指針

－森林・林業及び森林生産物－

JAB PD365 「認定の基準」についての分野別指針

－GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物－

JAB PD366 「認定の基準」についての分野別指針

－風力発電システム：ウィンドファーム、プロジェクト－

JAB PD367 「認定の基準」についての分野別指針

－漁業、養殖業及び水産物－

JAB PD368 「認定の基準」についての分野別指針

－消防設備：消火設備、警報設備及び防火水槽等－

なお、分野別指針において「JAB P204 第三者製品認証システムの類型」とある文言は、「JAB PD200 付表 1 製品認証スキームのタイプ」と読み替える。

2.4 認定の規則

次に掲げる文書は、認定の規則として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

JAB N401	認定に関する料金規定
JAB N410	認定シンボル使用規則

2.5 関連文書 (References)

次に掲げる文書は、本協会の認定活動が他の IAF MLA メンバーの活動と同等の認定審査の一貫性を確保する目的のために、適用する。

IAF MD4	IAF Mandatory Document for the use of Information and Communication Technology (ICT) for Auditing/Assessment Purposes (認証審査/認定審査を目的とした 情報通信技術 (ICT) の利用に関する IAF 基準文書)
IAF MD7	IAF Mandatory Document for Harmonization of Sanctions to be applied to Conformity Assessment Bodies (クロスフロンティア認定のための認証活動の審査に関する IAF 基準文書)
IAF MD12	Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries (複数の国で活動する適合性評価機関の 認定審査に関する IAF 基準文書)
IAF/ILAC A5	IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition Arrangements (Arrangements): Application of ISO/IEC 17011:2004 International Classification for Standards (ICS):

備考：ICS コードは、認定範囲の製品分類(以下、認定分野という(付表 2 参照。))において認証の対象となる製品と関係づけることにより、認定付き認証製品の認定分野を特定するために使用する。ICS コードの日本語表記は翻訳版(日本規格協会ウェブサイト「ICS コード一覧」：<https://webdesk.jsa.or.jp/>)に従う。尚、翻訳版に記述のない項目については、ISO 発行版の英語表記に従う。

3. 用語の定義

この文書で用いる主な用語の定義は、2.2 及び 2.3 に示す当該認定基準、JAB200、JIS Q 17065、JIS Q 9000、JIS Q 17000 及び JIS Q 17011 によるほか、次による。ただし、この手順では、CAB の「組織」と認証される製品を提供する「組織」を区別するため、後者を表す場合には、「依頼者」と表記する。また、JAB200 及び JIS Q 17011 において「適合性評価活動」とある文言は「認証活動」と読み替える。

備考：この項における用語の分類及び定義は、認定審査を対象としており、認定審査以外の第三者審査（機関による審査）又は監査（顧客監査、内部監査）で適用されることを要求又は推奨する意図はない。

3.1 認定範囲

製品認証機関の認定範囲（認定サブスキーム及び認定分野）は付表 2 による。

3.2 認定周期

初回認定授与後の有効期限は、4 年後の、初回認定授与の決定日と同じ月日を含む月の末日までとする。

再審査後に認定周期の更新が決定された場合の次の認定周期は、前の認定の有効期限の翌日から始まり、前の認定の有効期限の 4 年後の同月末日までとする。

4. 一般

4.2 認定の申請

4.2.1 認定の申請の条件は、JAB200 4.2.1 のほか、次のとおりである。

- a) ISO/IEC 17065 に関する機関のマネジメントシステムの全体の構築を終えていること。
- b) 内部監査及びマネジメントレビューを含む文書化された機関のマネジメントシステムの全体を 1 回以上運用した実績がある、又は事務所審査の開始までにこの条件を満たすこと。
- c) 認証対象製品に関して、原則として申請する認定サブスキームの認定分野(付表2) 毎に1つ以上の審査（依頼者審査／製品試験等）立会案件があること。
- d) 製品評価を依頼者の工場等で実施する場合は、必ず実地審査立会の対象とできる依頼者及び評価対象製品又はプロセスの工場等における実地審査の予定又は計画が存在すること。

6. 審査の実施における共通事項

6.3 認定審査プログラム

製品認証スキームで認定審査のプロセスが特定されている場合は、それに従う。

6.6 認証活動への立会いの実施方法

6.6.1 認証活動の全過程及びそれに関連する活動には、製品試験、認証プロセス評価、品質システムすべてを含む。

備考：製品試験とは『製品全体』の試験を指し、認証活動の一部に対する実地審査立会、認証基準の一部にしか該当しない専用部品、専用付属品等の『部品』の試験は認めない。

6.6.2 認定審査プログラム（認定周期）における実地審査立会は、認定範囲に含まれるすべての分野に立会う。立会い対象分野及び立会い件数は付表 3 による。

- a) 本協会は、実地審査立会を行うに当たって、立会い対象とする実地審査、及び観察する妥当性確認又は検証チーム／妥当性確認又は検証を行う者を決定する。
- b) 本協会は、機関の妥当性確認又は検証チームの実地審査活動を評価するために必要と判断した人数の認定審査員によって、実地審査立会を実施する。
- c) 本協会が実地審査立会を実施するに当たって、機関及び組織に対して要請する事項は附属書 B による。

6.6.3 同一認定分野に対象製品の認証区分が複数ある場合の立会い先は本協会が指定する。

備考1：認証区分とは、同一の認定分野内において同一の認証基準が適用される認証の単位である。対象製品に複数の範囲又は型（モデル、規則上の製品区分等）が設けられる場合は、それぞれの範囲又は型の区分が認証区分となる。よって、単一の対象製品が複数の認定分野の認証区分に分類される場合がある。

備考2： GAP及びGAP運用農場の農産物認定サブスキームの機関に対する実地審査立会は、上記規定に加え附属書Dに規定する。

備考3： 電気工作物の溶接認定サブスキームの機関に対する実地審査立会は、上記規定に加え附属書Eに規定する。

6.6.4 初回審査においては、機関が実施する、各製品認証に係る決定を行う会議体での審議への立会い及び／又は当該要員への面談を行う。また、公平性を管理する仕組みへの立会い及び／又は当該要員への面談を行うことがある。

7. 初回審査

セキュア制御製品、制御システム及び製品ライフサイクル開発プロセスの認定審査のプロセスは附属書 C による。なお、本プロセスの適用は初回審査のみである。

9. 認定の維持

9.2 サーベイランス審査

9.2.1 初回認定周期における第 1 回サーベイランス実施時期は、JAB 200 9.2.1 による。第 2 回サーベイランス事務所審査は、初回認定後、26 か月後の月に実施する。第 1 回更新後以降の認定周期における第 1 回及び第 2 回サーベイランス事務所審査は、原則として更新後、それぞれ 10 か月、26 か月後の月に実施する。

9.2.2 さらに、認定に関連して機関が運営するすべての事業所の中から、サンプリングした数の事業所を訪問して審査を行う。また、一つ又は複数の主要な活動を行う事

業所については、原則として一認定周期の中で、すべての事業所を訪問して審査する。事業所審査の実施時期は、本協会が決定し、当該機関に通知する。

10. 認定の拡大

10.2 拡大審査

10.2.2 技術分野（認定分野）を追加する場合、文書レビュー、事務所審査及び実地審査立会を行う。また、機関が実施する、各製品認証に係る決定を行う会議体での審議への立会い及び／又は当該要員への面談を行う場合がある。実地審査立会に係る対象の分野及び件数は付表3による。

10.6 認定の一時停止及び取消し

スキームオーナーが認証機関ではない認証スキームにおいて、当該スキームオーナーが認証機関を承認する制度を持っている場合、認定された機関がスキームオーナーによって当該承認の一時停止、取消し又は承認範囲の縮小が決定された場合、本協会は、その決定に応じて認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小の検討を開始する。

附則

第18版は、2020年4月1日以降に申請を受理又は審査開始の通知を行った認定審査に適用する。

付表 1 製品認証スキームのタイプ

製品認証における適合性評価の機能及び活動		製品認証スキームのタイプ ^{b)}									
		1a	1b	2	3	4	5	6	7 ^{e)}	8 ^{f)}	N ^{c),d)}
I	選択 該当する場合、計画及び準備の活動、基準文書などの要求事項の特定、ならびにサンプリングを含む	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
II	特性の確定 該当する場合は次による。 a) 試験 b) 検査 c) 設計評価 d) サービス又はプロセスの評価 e) その他の確定活動(例えば、検証)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
III	レビュー 規定要求事項が満たされたかどうかを実証するための、確定段階で得た適合性評価の証拠の調査	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
IV	認証の決定 認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止又は取消し	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
V	証明、ライセンスの授与										
	a) 認証書又はその他の適合の表明の発行(証明)	×	×	×	×	×	×				×
	b) 認証書又はその他の適合の証明の使用権の授与	×	×	×	×	×	×				
	c) 製品のバッチに対する認証書の発行		×								
	d) サーベイランス(VI参照)又はバッチの認証に基づく適合マークの使用権の授与(ライセンスの授与)		×	×	×	×	×				
VI	サーベイランス 適用可能な場合、次による(スキームのタイプ2～6)										
	a) 市場からのサンプルの試験又は検査			×		×	×				
	b) 工場からのサンプルの試験又は検査				×	×	×				
	c) 製品の生産、サービスの提供又はプロセス運用の評価				×	×	×	×			
	d) 無作為試験又は無作為検査と組み合わせたマネジメントシステム監査						×	×			

(JIS Q 17067 表 1「製品認証スキームの構築」をもとに本協会にて作成)

注 a)適用可能な場合、活動は、申請者のマネジメントシステムの初回評価及びサーベイランス(ISO/IEC Guide 53 に例が示されている。)、又は生産プロセスの初回評価と組み合わせることができる。評価を実施する順番は変わってもよく、その順番はスキームで定められる。

b)よく使用されて実証済みの製品認証スキームのモデルが、ISO/IEC Guide 28 に示されている。それはスキームのタイプ 5 に対応する製品認証スキームである。

- c)製品認証スキームのタイプは、少なくとも **I ~IV**及び**V a)**の活動を含む。
- d)記号 **N** を追加したが、これは種々の活動に基づいて今後作成されるスキームのための未定義な番号である。
- e)製品のバッチより抜き取り試験(バッチ試験)して、発行している仕様への適合性を判定するタイプである。
- f)認証する全ての製品またはサービスに適用している要求事項に対して試験(全数試験)するタイプである。

付表 2 認定サブスキーム及び認定分野

認定サブスキーム	認定分野		
消防設備	自家発電装置		
	消火設備		
	警報設備		
	防火水槽等		
抗菌防臭加工繊維製品	抗菌防臭加工繊維製品		
電気工作物の溶接	溶接管理プロセス		
	溶接施工法		
	溶接士の承認		
	溶接部		
マーケットリサーチに関わるサービス	マーケットリサーチサービス		
風力発電システム	小形風車※1	型式	
	小形風車を除く 風車	型式	
		部品 プロトタイプ	
	ウィンドファーム プロジェクト		
セキュア制御製品及び開発ライフ サイクル・プロセス※2	EDSA		
	SSA		
	SDLA		
森林・林業及び森林生産物	森林管理		
	CoC(SGEC スキーム)		
	CoC(PEFC スキーム)		
GAP 及び GAP 運用農場で生産さ れた農産物	JGAP スキーム	青果物	
		穀物	
		茶	
		団体	青果物 穀物 茶
	ASIAGAP スキ ーム	青果物	
		穀物	
		茶	
		団体	青果物 穀物 茶
	GLOBALG.A.P. スキーム	Option 1※3	Fruit & Vegetables
			Combinable Crops
			Tea
		Opiton 2※3	Fruit & Vegetables
			Combinable Crops
			Tea
漁業、養殖業及び水産物	漁業		
	養殖業		
	CoC		

※1 小形風車とは、ロータ受風面積が 200m² 未満の風車とする。水平軸風車の場合

- は、ロータ直径 16m 以下に相当する。[JAB PD362 1.2]
- ※2 EDSA は Embedded Device Security Assurance、SSA は System Security Assurance、SDLA は Security Development Lifecycle Assurance の略。詳細は JAB PD363 を参照。
 - ※3 Option 1: Individual Certification, Option 2: Group Certification 詳細な定義については GLOBALG.A.P. GENERAL REGULATIONS PART I 参照。本文書は次の URL より入手できる。http://www.globalgap.org/uk_en/

付表 3 実地審査立会数

	立 会 い 数
1	認定サブスキーム及び申請する認定分野ごとに1件以上

附属書 A－国外認定の手順

この附属書は、本協会が、日本国以外の国又は経済圏(以下、外国という。)で認証活動を行っている機関を認定する手順を規定したものであり、JAB PD200 本文を補足するものである。この附属書に規定のない事項は、JAB PD200 本文に従う。

A1. 外国で認証活動を行っている機関の認定申請

A1.1 申請条件

外国で認証活動を行っている機関の認定申請は、JAB PD200 の 4.2 に規定する申請条件に加えて次の事項を申請条件とする。

A1.1.1 事業所の特定

機関は、その構成（事業所、人員など）又は機関との関係（契約者、フランチャイズ専有権保持者等）に関わらず、外国での主要な活動を行う事業所(以下、クリティカルロケーションという。)及びその他の事業所を特定する。

A1.1.2 認証活動の管理

機関は、外国にある事業所又は遠隔地要員が行うすべての活動を管理するための取り決めをもち、当該活動を管理しなければならない。

A1.1.3 申請時に必要な機関の情報

機関は、申請書類に加えて次の情報を本協会に書面にて提供しなければならない。

- a) 本協会の認定シンボル付き認証文書を、機関の事業所又はそれ以外の事業所から直接発行しようとしている外国；及び
- b) 親組織である機関との関係にかかわらず、地元の事業所を拠点にして機関が本協会の認定に係る認証活動を行おうとしている外国
- c) 認証活動を行う遠隔地要員を有している外国
- d) A1.1.1 に基づき、特定した事業所
- e) A1.1.2 に基づく文書化された手順

A1.2 認定申請書類提供時の面談

本協会は、機関が属する外国に、機関が認定を希望する認定範囲をカバーする IAF MLA 加盟認定機関（以下、IAF MLA 認定機関という。）がある場合には、次の情報の提供又は提案を行う：

- a) 機関が、地元の IAF MLA 認定機関を知っているか、及び地元の認定機関に認定されているかを確認する；
- b) 地元の IAF MLA 認定機関が認定を行う方が経済的に有利である可能性のあることを提案する；及び
- c) IAF MLA を通して実証された地元の認定機関の認定の同等性を説明する。

- A 2. 機関における重要な変更の通知
外国で認証活動を行っている機関は、A1.1.3 に規定する情報に変更がある場合には、JAB200 の 5.7 に準じて、当該変更を遅滞なく本協会に通知しなければならない。
- A 3. 認定審査
本協会は、認定を申請する、又は認定された機関の外国における認証活動の認定審査は、JAB PD200 の各項の外、A3.1 から A3.5 の規定に基づいて行う。
- A3.1 初回審査
初回審査においては、すべてのクリティカルロケーションを認定審査の対象とし、サンプリングは行わない。
なお、必要に応じ、クリティカルロケーションにあたらぬその他の事業所をサンプリングで審査する。
- A3.2 サーベイランス及び再審査
すべてのクリティカルロケーションは認定周期で少なくとも一回、審査する。その他の事業所は、代表数を一定の時間枠で審査する。
- A3.3 新規の事業所の承認
機関が、認定範囲に含まれる事業所の拡大を希望する場合、A3.1 に準じて審査を行う。クリティカルロケーションの場合、認定の要求事項を満たすように設立されていることを本協会が承認した後に、当該クリティカルロケーションから直接又は当該クリティカルロケーションの管理下で実施された認証活動の結果に基づき、認定された認証文書を発行することができる。
- A3.4 クリティカルロケーションの審査
本協会は、A3.3 に規定する承認の可否に資するため、当該クリティカルロケーションが、認定要求事項を満たしていることを、A4 に従い審査する。ただし、電子的に文書・記録その他の情報が取得可能である場合や、ウェブ会議等その他の方法で現地審査が代替可能な場合は、それらの方法の利用も考慮する。
[IAF/ILAC A5 M.7.5.7.2]
- A3.5 事業所の活動に係る経営管理の審査
本協会は、クリティカルロケーションの審査に加えて、機関の本部又は主たる事務所において、当該本部が、当該外国の事業所の活動について行う経営管理の有効性を審査する。
- A 4. 外国の IAF MLA 認定機関との認定審査に係る協力

本協会は、外国のクリティカルロケーションの認定審査に係り現地の IAF MLA 認定機関との協力を行う。

A4.1 該当機関、又はそのクリティカルロケーションが、地元の IAF MLA 認定機関の認定を受けていないか、又はその認定審査中である場合は、本協会は、地元の IAF MLA 認定機関と次のような協力を行う。

- a) 地元の IAF MLA 認定機関との正式な下請負契約による認定業務の一部委託
- b) 地元の IAF MLA 認定機関の審査要員が、本協会の認定審査にチームメンバーとして参加するよう要請

A4.2 チームメンバーとして、地元の認定機関の審査要員を使用する場合は、JAB200 の 6.1 の規定に従う。

A5. IAF MLA 認定機関間のコミュニケーション及び協定

本協会は、国外認定を効果的に実施するために外国の IAF MLA 認定機関とのコミュニケーションを図るとともに必要な協定を締結するように努める。

附属書 B－実地審査立会にかかわる要請

この附属書は、本協会が認証機関（以下、CB という。）の実地審査立会を実施することにかかわり、認定を申請する又は認定された CB に対する要請事項を規定したものであり、JAB 200 本文を補足するものである。この附属書に規定のない事項は、JAB 200 本文に従う。

- B1. CB は、本協会に対し、四半期に一度、実地審査予定（審査に係る契約を見込んでいるものも含む）を提示する。また、これに加え、本協会の求めに応じ、最新の情報を提供する。
- B2. CB は、本協会が実地審査立会の受け入れを要請する場合には、それに同意するよう、予め組織に要求し、取り決め、また、B3 以下の内容を組織に事前に通知する。
- B3. CB は、本協会が正当と認める理由がある場合を除き、実地審査立会の受け入れを拒絶する組織に認定された認証文書を発行しない。
- B4. 組織が、本協会の実地審査立会を回避するために審査を依頼する CB を変更又は他の CB に認証を移転しようとした場合、CB は、当該組織名称を本協会に通知する。本協会は、当該組織名称を、本協会に認定された CB 及び IAF メンバー認定機関に必要な範囲で通知する場合がある。本協会に認定された CB は、当該通知を受けた場合、当該組織に認定された認証文書を発行してはならない

附属書 C—セキュア制御製品及び開発ライフサイクル・プロセスの認定審査プロセス

C1 セキュア制御製品及び開発ライフサイクル・プロセスの製品認証スキームである ISASecureスキーム(EDSA認証・SSA認証・SDLA認証)は、認定審査プロセスを二つのステップに分けている。ステップ1では、認証機関の認証を実施する準備態勢の要求事項に対して適合性を評価する。ステップ2では、残りの要求事項に対する適合性を評価する。

備考：ISAはInternational Society of Automation、EDSAはEmbedded Device Security Assurance、SSAはSystem Security Assurance、SDLAはSecurity Development Lifecycle Assuranceの略。詳細はJAB PD363を参照。

C2 本協会は、ステップ1の審査としてEDSA認証ではスキーム文書EDSA-200 7.2、7.3項に規定されている要求事項、SSA認証ではスキーム文書SSA-200 7.2、7.3項、SDLA認証ではスキーム文書SDLA-200 7.2項に対して審査する。

C3 本協会は、ステップ1審査終了後、15稼働日以内にステップ1までの審査結果に関する報告書を申請機関に送付する。

C4 ステップ2の審査については、本文の認定プロセスに従う。

C5 引用文書

- a) EDSA-200* 「ISA Security Compliance Institute — Embedded Device Security Assurance — ISASecure EDSA chartered laboratory operations and accreditation」
- b) SSA-200* 「ISA Security Compliance Institute — System Security Assurance — ISASecure SSA chartered laboratory operations and accreditation」
- c) SDLA-200* 「ISA Security Compliance Institute — Security Development Lifecycle Security Assurance — ISASecure SDLA chartered laboratory operations and accreditation」

※ 本文書は次のURLより入手できる。

<http://www.isasecure.org/en-US/Certification>

以上

附属書 D-GAP 及び GAP 運用農場の農産物に係わる認定審査プロセス

※ 以下、[JGAP]：JGAP スキーム固有の要求事項、[AGAP]：ASIAGAP スキーム固有の要求事項、[GGAP]：GLOBALG.A.P. スキーム固有の要求事項、[共通]：JGAP・ASIAGAP・GLOBALG.A.P. 共通の要求事項を表すものとする。

D1 国外の実地審査立会

[共通]

GAP 認証に係わる機関が、日本国外においても認証している場合、その認証規模の地理的分散に応じて立会先を地理的に配分する。

D2 実地審査立会の選定

[JGAP/AGAP]

認定分野「団体」の立会において「青果物」、「穀物」、「茶」の全部もしくは一部に立会った場合、農場単体での「青果物」、「穀物」、「茶」の認定分野への立会については、「団体」で立会った同認定分野への立会を以て、農場単体での同認定分野への立会に代替できる。

[GGAP]

認定分野 Option 1(QMS 付き)もしくは Option 2 の立会において「Fruit & Vegetables」、「Combinable Crops」、「Tea」の全部もしくは一部に立会った場合、single farm での「Fruit & Vegetables」、「Combinable Crops」、「Tea」の認定分野への立会については、Option 1(QMS 付き)もしくは Option 2 で立会った同認定分野への立会を以て、single farm での同認定分野への立会に代替できる。

附属書 E－電気工作物の溶接認定サブスキームの各認定分野における実地審査立会

認定分野	実地審査立会		
	初回	再審査	サーベイランス
溶接管理プロセス	実施 ^{※2}	実施 ^{※2}	実施 ^{※2}
溶接施工法	実施 (溶接作業中及び機械試験)	実施 ^{※1}	実施しない (事務所審査時の記録確認のみ)
溶接士の承認	実施 (溶接作業中及び機械試験)	実施 ^{※1}	実施しない (事務所審査時の記録確認のみ)
溶接部	実施 ^{※2※3}	実施 ^{※2 ※3}	実施 ^{※2}

- ※1 ただし、実地審査立会の内、溶接作業中評価は、溶接施工法又は溶接士の承認の内いずれか少なくとも一方に対し実施する。また、機械試験も同様。
- ※2 立会先の案件が溶接管理プロセス及び溶接部を同時に実施する案件の場合、当該案件への立会を以て、両認定分野それぞれに立会ったものとする。
- ※3 溶接施工法、溶接士承認／認証に対する立会いについては、溶接作業中評価、又は機械試験のいずれかとし、TNS-S3101-2017 附属書 9（溶接施工法）、及び附属書 10（溶接士承認／認証）の規定に準じた評価を検証する。
- ※4 製品（溶接部）に対する立会いについては、耐圧試験（工場耐圧、又は現地耐圧）とし、TNS-S3101-2017 附属書 8 の規定に準じた評価、溶接施工法及び溶接士資格の評価を検証する。

改 定 履 歴 (公開文書用)

版 番号	改 定 内 容 概 略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2001-04-12	プログラム マネジャー (製品)	製品技術 委員会
2~ 17	省略			
18	JAB 200制定に伴う改定	2020.4.1	製品PM	技術部長

公益財団法人日本適合性認定協会
〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2 番 3 号
NMF 芝ビル 2F
Tel.03-6823-5700 Fax.03-03-5439

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします